○財務省令第二十五号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の施行に伴い、及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十七条の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月六日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 25‖　組合は、当分の間、法第五十五条第一項に規定する電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（同法第十七条第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。	**附　則** ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　組合は、この省令の施行の日前においても、組合員及びその被扶養者が改正法附則第八条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十五条第一項に規定する電子資格確認により、組合員又はその被扶養者であることの確認を受けることができるよう、組合員及びその被扶養者が市町村長（特別区の区長を含む。）に対して行う個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（同法第十七条第一項に規定する申請をいう。）に必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。